

## 御殿場十字の園介護老人福祉施設 運営規程

### (目的)

第 1 条 社会福祉法人十字の園が開設する御殿場十字の園介護老人福祉施設（以下「御殿場十字の園」という。）が行う指定介護老人福祉施設の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の提供にあたる従業者（以下「従業者」という。）が要介護状態の高齢者に対し、適正な指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

### (基本方針)

第 2 条 従業者は、要介護状態にある利用者に対し、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活の復帰を念頭において入浴、排泄、食事の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにすることを目指すものとする。

2 従業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って施設サービスの提供に努めるものとする。

3 「御殿場十字の園」は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めるものとする。

### (運営の方針)

第 3 条 「御殿場十字の園」において提供する指定介護老人福祉施設サービスは、介護保険並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 利用者個人の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及び家族のニーズを的確に捉え、施設サービス計画を個人的に作成し必要とする適正なサービスを提供する。

3 利用者及び家族に対し、サービスの内容、提供方法について、理解が得られるよう分かりやすく説明する。

4 統一された適切な介護技術によりサービスを提供する。

5 提供されたサービスについて常に評価及び質の検討を行う。

6 施設サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスの提供をする。

### (事業所の名称等)

第 4 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 御殿場十字の園介護老人福祉施設
- (2) 所在地 静岡県御殿場市深沢 1 4 6 5 - 1

(従業者の職種、員数及び職務内容)(併設指定短期入所生活介護事業所と合算)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 従業者

①生活相談員 2人以上

生活相談員は、事業の利用申込みに係わる調整、利用者、家族との相談、苦情の対応、又、居宅介護支援事業者他の機関との連絡において必要な業務を行う。

②看護職員 3人以上

看護職員は、利用者の健康チェック、管理及び健康相談を行う。

③介護職員 40人以上

介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し日常生活の介護介助、観察、記録を行う。

④機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、利用者の残存能力の促進、維持、移動動作の安全指導機能の減退を予防し、日常生活の活性化のための訓練、レクリエーションを行う。

⑤管理栄養士 1人以上

⑥医師 1人以上

医師は、利用者の診療及び健康管理を行う。

⑦介護支援専門員 2人以上

介護支援専門員は、利用者及び家族の心身及び状況を十分に把握し、その希望に添った個別の施設サービス計画原案を作成し、利用者に対し説明し、同意を得る。

また、実施状況の把握を行うと共に必要に応じて施設のサービス計画の変更を行う。

(利用定員)

第6条 指定介護老人福祉施設「御殿場十字の園」の利用定員は、107名とする。

(事業内容)

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

(1) 身体介護に関する援助

- ・排泄の介助
- ・移動の介助
- ・その他必要な身体介護

(2) 食事に関する援助

- ・食事摂取の介助
- ・食事の準備、後始末の介助
- ・管理栄養士による栄養ケアマネジメント
- ・その他食事の介助

(3) 入浴に関する援助

- ・衣類着脱の介助

- ・身体的清拭、洗髪、洗身
  - ・その他必要な入浴介助
- (4) 機能訓練に関する援助
- ・日常生活機能回復訓練
  - ・レクリエーション
  - ・グループワーク
  - ・行事活動
  - ・趣味活動
- (5) 健康管理に関する援助
- ・健康状態の確認及び記録
  - ・健康保持に関する相談助言

(6) 相談、助言に関する援助

利用者及び家族の日常における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

(施設サービス計画の作成)

第 8 条 施設サービスの提供を開始する際には、利用者の心身状況、本人又は家族の希望状況を十分に把握し、個別に施設サービス計画を作成する。

- 1 施設サービス計画の作成、変更の際には利用者又は家族に対して、当該計画の内容を十分に説明し、同意を得る。
- 2 利用者に対し、施設サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに継続的なサービスの管理、評価を行う。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第 9 条 入所者が、病院又は診療所に入院する必要が生じ、おおむね 3 ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、退院後再び円滑に入所できるよう配慮する。

- 2 本施設は、入所者の入院期間中等で入所者に利用されていない居室又はベッドを利用して指定短期入所生活介護を行う。

(事業の利用料)

第 10 条 利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである場合は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。また、それ以外は法令によるものとする。但し、次に掲げる事項について別に利用料の支払いを受ける。

(1) 食費の提供に要する費用

日額 1, 700 円・・・食材費及び調理費相当

但し、介護保険負担限度額認定証に記載される負担限度額により異なる。

(2) 居住費

- ・ 多床室（4 人部屋及び 2 人部屋）：日額 915 円・・・光熱水費相当額

- ・ 従来型個室（1 人部屋）：日額 1, 231 円・・・室料及び光熱水費相当

但し、介護保険負担限度額認定証に記載される負担限度額により異なる。

(3) 理美容代 : 実費

(4) 特別な食事 : 実費

利用者の希望に応じて提供。

(5) 貴重品の管理 : 月額1,000円

内訳 預金通帳、金融機関に届け出た印鑑、有価証券、年金証書

(6) レクリエーション:クラブ活動 実費

(7) 複写物の交付 10円(1枚につき)

(8) 利用者の移送に関わる費用 実費

但し、遠隔地の場合はリフト付タクシー等を利用。

(9) 利用者が契約終了後も居室を明け渡さないときには利用者は介護給付10割を負担する

(10) 前項各号に掲げるものの他、施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、その利用者が負担することが適当と認められる費用

2 前項各号に掲げる費用額に係わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者は、その家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を受けるとする。

3 利用者の支払いは、現金、又は銀行口座の引き落とし、指定の期日までに受取る。

(サービス提供の記録)

第11条 施設サービスの内容及び費用、その必要な記録を所定の書面に記載する。

(サービス提供証明書の交付)

第12条 「御殿場十字の園」は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係わる費用の支払いを受けた場合は、当該サービス内容及び費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対し交付する。

(緊急時等における対応法)

第13条 従業者は、施設サービスを実施中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ事業者が定める協力医療機関、同一建物内の御殿場十字の園診療所又は富士病院等への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第14条 事業者は非常災害に対して、利用者の生命、身体の安全及び保護を図るための対策を期さなければならない。

(1) 防災委員会 防災管理を徹底するため、防災委員会を構成する。

(2) 委員会の任務 ・施設及び防災設備の維持管理に関すること。  
・利用者及び職員に対する防災教育及び防災訓練に関すること。  
・利用者の避難誘導に関すること。

・災害時における家族、関連機関との連絡方法に関すること。

(3) 防災訓練 災害時における利用者及び職員の生命、身体の安全及び保護並びに被害の軽減を図るため、防災訓練を行うものとする。

(秘密の保持)

第 15 条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報については法令に基づきこれを外部に漏らさないこと。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第 16 条 提供した施設サービスに関する利用者本人又は家族からの苦情に対して、適切かつ迅速な対応を行うため、受付の窓口の設置、担当者を配置し、事業関係の把握、改善措置、利用者又は家族への説明等必要な措置を講ずる。

(損害賠償)

第 17 条 事業の提供により利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(衛生管理)

第 18 条 事業に使用する備品を清潔に保持し、定期的に消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 従業者は感染予防のための会議を 1 回/月以上行くと共に対策を万全に行い、その知識の修得に努める。

(その他運営についての留意事項)

第 19 条 事業所は、従業者の資質向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月内研修

(2) 持続研修 年 1 回

2 利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行わない。但し、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きをとる。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人十字の園と「御殿場十字の園」の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

平成 17 年 10 月 1 日 改訂

平成 18 年 4 月 1 日 改訂

平成 22 年 7 月 1 日 改訂

平成 23 年 4 月 1 日 改訂

平成 26 年 4 月 1 日 改訂

平成 27 年 8 月 1 日 改訂

令和 3 年 4 月 1 日 改訂

令和 6 年 8 月 1 日 改訂